

# おかやまプラスチック3R宣言事業所募集等業務 委託仕様書

## 1 業務名

おかやまプラスチック3R宣言事業所募集等業務

## 2 業務の目的

外国政府による廃棄物輸入禁止措置や、海洋プラスチック問題など廃プラスチックが環境に与える影響が懸念されており、廃プラスチックの排出抑制、適正処理が求められている。

そのため、事業者による主体的な廃プラスチック削減に向けた取組を促すべく、おかやまプラスチック3R宣言事業所を募集するとともに、登録事業所の具体的な取組内容を広く紹介することで取組が広がるよう推進する。

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務の内容

- (1) チラシ兼申込書及びポスターをデザイン込みで作成し、県が指定する送付先（チラシ兼申込書：350箇所程度、ポスター：60箇所程度）に送付する。
- (2) 事業者からの、申込書の記載方法等についての問合せに対応する。
- (3) 事業者から提出された申込書の記載内容を確認し、宣言内容などを一覧にして、随時電子データで県に報告する。
- (4) 県が登録した事業者の登録証及び啓発資材を作成し、登録事業所に送付する。
- (5) 優良取組を実践する登録事業所（訪問する事業所については県と調整の上決定する）を訪問・取材し（3社程度）、その内容をまとめた上で、HPやパンフレット等に掲載する啓発用データを作成し、登録事業者にメール等で情報共有する。
- (6) 環境関連イベント等で使用する展示パネルを制作する。

## 5 制作物

- (1) チラシ兼申込書（A4版 両面カラー） 3,000部程度
- (2) 事業周知用ポスター（A2版 片面カラー） 100部程度
- (3) 登録証・啓発資材（のぼり旗等） 200組程度

登録証	啓発資材 ※いずれか1つを事業者が選択		
	 <p>木の登録証</p>	 <p>間伐材のマウスパッドと ファイルのセット</p>	 <p>のぼり旗 ※ポールと台無し</p>

※木の登録証を選択した場合、紙の登録証は交付しない。

- (4) 宣言事業者一覧（電子データ）
- (5) 優良取組実践事業所の紹介記事（HP等掲載用電子データ） 3社分
- (6) 優良取組等紹介パネル（B2版） 6枚程度

## 6 成果物

- (1) 事業報告書
- (2) ポスター、申込書、登録証等の電子データ
- (3) 宣言事業者一覧

## 7 秘密の厳守

本業務を遂行する上で知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 8 留意事項

- (1) 本作業の再委託を禁止する。ただし、本作業の主要でない部分で、かつ、あらかじめ書面による県の承諾を得た場合を除く。
- (2) 成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託料の支払の完了をもって岡山県に帰属すること。
- (3) 作成する印刷物等において使用される素材等については、他者の著作権その他が及ぶものは使用を避けること。なお、これらを使用する場合には、権利者から事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
- (4) 業務の実施に当たり、県の担当職員に定期的に報告を行い、当該職員の指示に従って進めること。
- (5) 制作物については、予想を上回る応募があった場合、県が追加で作成する可能性があるため、追加の作成が可能なものとする。
- (6) 申込書等の送付先件数の増減については柔軟に対応すること。
- (7) 業務に係る協議を行った際、速やかに議事要旨を作成し県に提出の上、内容の確認を得ること。